

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 賞与を未払計上する場合

Q. 今期は、業績が良かったので、社員に決算賞与を支給しようと思います。支給は来期になってしようと思うのですが、何か注意することはありますか？

A. 賞与を未払計上する場合は、次の3つの要件をすべて満たさなければなりませんので、注意してください。

使用人に対する賞与の損金算入計上時期は、原則として、その支給をした事業年度となっておりますが、次の3つの要件すべてを満たしている場合には、その支給額を使用人に通知した事業年度に計上してもよいこととされています。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること
- ② ①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき、①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

ただし、この場合には、次の点に注意してください。

- ① 通知した賞与は、支給日に使用人が在職していようとまいと支給しなければなりません。
- ② 通知は文書で行ってください。
- ③ 必ず1月以内に支払ってください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5350.htm>

### ★ 債権放棄と寄附金

Q. 得意先でここ数年業績が悪く、売掛債権が滞っているところがあります。

回収の見込みも少ないことから、債権放棄して貸倒損失として計上しようと思いますが、問題ありますか？

A. 事実認定になりますが、寄附金とされる場合もあります。

税務では、次の要件に該当する場合に貸倒損失の計上を認めています。

(1) 金銭債権の全部又は一部を切捨てた場合

- ① 金銭債権が会社更生法や会社法、民事再生法の規定による法的手続きにより債権が切り捨てられた場合

- ② 債権者集会など関係者間の協議により合理的な基準で債権が切り捨てられた場合
- ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続しており弁済が不可能であると認められる先に対して書面で債権放棄して債務者に通知する場合

(2) 回収不能の金銭債権の貸倒れ

債務者の資産状況、支払能力からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合

(3) 次の場合において、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒として損金経理したときの貸倒れ

- ① 債務者と取引停止してから1年以上経過した場合
- ② 法人が同一地域の債務者について有する売掛債権の総額が、その取立のために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対して支払を督促したにもかかわらず弁済がない場合

お尋ねの場合は(1)③に該当しますが、相手方に返済能力があると認められる場合には、寄附金と認定される場合があります。

安易に貸し倒れ処理をして、相手方の返済の能力の判断誤りで貸倒損失の計上が時期尚早と判断され貸倒損失が否認される場合がありますのでご注意ください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5320.htm>

## 所得 税

### ★ 会社が負担する健康診断費用等

Q. 会社が社員の健康診断費用等の費用を負担した場合、社員の課税関係はどのようになりますか？

A. 法人が社員の健康診断費用等を負担した場合、次のように取り扱われます。

①健康診断

安衛法に基づいて行われる健康診断は、原則として、非課税として取り扱われます。ただし、特定の労働者を対象に検査項目を追加している場合は、その追加部分は受診者に対する給与として課税されることがあります。この取扱いは、役員に対しても同様です。なお、社員等の配偶者に対する健康診断費用は、その社員等の給与として課税されます。

②人間ドック

一般に行われている人間ドックの検査費用は、非課税となりますが、一般に行われないうオプション検査を行う場合は、その費用相当額は給与として課税されます。また、特定の役員や社員だけが人間ドックを行うという場合のその費用は、その者に対する給与となります。

③ストレスチェック費用

安衛法に基づくストレスチェック費用は、原則として、非課税として取り扱われます。

④特定健康診査

生活習慣病予防検診やメタボ検診と呼ばれる特定健康診査の費用を会社が負担した場合は、その社員に対する給与となります。

## ★ 未分割の相続財産から生じる所得

Q. 父が亡くなり、遺産分割協議を進めてきましたが、なかなかまとまらず、一部未分割のまま相続税の申告を済ませました。未分割財産の中にはアパートが含まれていますが、このアパートの賃貸収入については、どのような取扱いになりますか？相続人は母、私、弟の3人です。

A. 未分割の相続財産から生じた不動産所得については、相続人全員が共同で得たものと考え、各相続人が各相続分に応じて申告することとなります。

所得税法上、資産から生ずる収益は、その資産の真実の権利者に帰属すると定められていますが、真実の権利者が明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であると推定して取り扱うこととされています。

ところで、未分割の相続財産については、各相続人が共同でその財産を取得したとされますから、名義者は各相続人共有ということになります。

したがって、その相続財産から生ずる所得についても、各相続人が共同で取得したこととなり、各相続人がそれぞれの相続分に応じて申告することとなります。

ご質問の場合ですと、相続人はあなたとお母さま、弟さんの3人ということですから、アパートの不動産所得については、お母さまが1/2、貴方と弟さんはそれぞれ1/4ずつ申告することとなります。

なお、遺産分割協議が整い、分割が確定した場合であっても、その効果は未分割期間中の所得の帰属に影響を及ぼすものではありませんので、分割の確定を理由とする更正の請求又は修正申告を行うことはできません。

[https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1376\\_ga.htm](https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1376_ga.htm)

## 相 続 税

## ★ 親子間などでの金銭貸借

Q. 夫と妻、親と子、祖父母と孫などの親族間で金銭貸借を行う場合には、贈与されることもあると聞きました。どのようになっているのですか？

A. 事実上、金銭の貸借であることが明らかである場合には、借入金そのものについて贈与税が課税されることはありません。

夫と妻、親と子、祖父母と孫など親族間の金銭貸借には、貸借の形式はとっているものの、その貸借の期間や利率が定められておらず、いわゆる「出世払い」や「ある時払いの催促なし」というように、実質的に贈与と認められる場合も見受けられます。

このような金銭貸借には当然贈与税が課税されますが、例えば、借り受けた者の返済能力、返済状況などからみて、事実上金銭の貸借であることが明らかであるような金銭貸借については、贈与税が課税されることはありません。

親族間の金銭貸借が贈与として取り扱われないためには、次のような点に注意しておくといよいでしょう。

①返済期間や返済期日などを明確にしておくこと。

②利息や返済方法をきちんと決めておくこと。

③銀行口座振込みなどにより、返済事実を第三者に確認できるようにしておくこと。